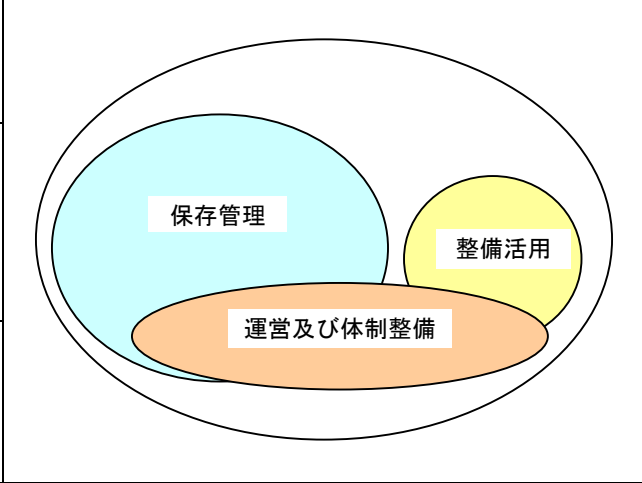


# 史跡玉川上水保存管理計画書 概要版

## (保存管理計画とは)

保存管理計画は、史跡等を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくために、史跡等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等の策定を目的として定められるものである。

### <保存管理計画の構造>

①保存管理	史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野	
②整備活用	①の延長上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野	
③運営及び体制整備	①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野	

## (計画書の概要)

### 1 策定の目的

玉川上水は、江戸時代初期（1654年）に、江戸市中への給水を目的として作られた上水で、多摩川中流の羽村取水口から四谷大木戸までは素堀の開きよ、江戸市中は暗きよであった。

上流部（羽村取水口から小平監視所まで）は、現在も水道施設として機能しており、また、中流部については素堀開きよが現存するなど、貴重な土木施設・遺構である。

しかし、近年では樹木の巨木化等により、法面崩壊の危険箇所が増大するなど、維持管理上の課題も生じている。

本計画は、史跡「玉川上水」を適切に保存管理し、価値を後世に継承していくとともに、多くの市民が理解し、活用できるよう、保存管理の方針や方法、整備活用の方向性を明らかにするために策定するものである。

### 2 玉川上水の特徴(歴史的価値)

- 近世の優れた水利技術が今も生き続けている「土木施設・遺構」
- 地域と共存してきた水と緑の空間

### 3 保存管理

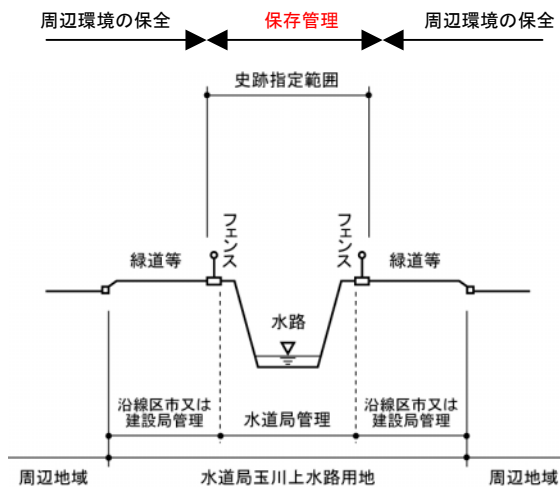
#### (1) 基本方針

○ 区間別特性を踏まえた保存管理の実施（史跡・名勝指定範囲）

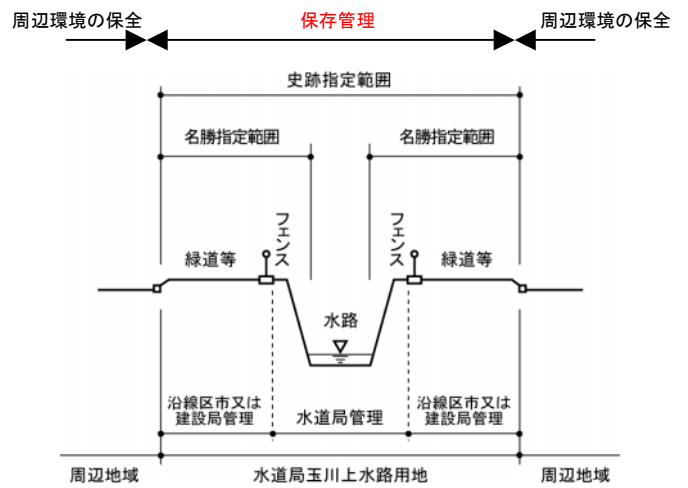
現状維持を基本とし、史跡としての適切な保存を図る。史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」は、ともに経年変化し、「手入れ」をしながら継承されてきたことから、凍結保存ではなく、将来予測される変化等を念頭に置き、手を加えながら価値の保存を図る。

○ 史跡と名勝の保存のための周辺環境保全の推進（史跡指定範囲外）

計画の対象は史跡・名勝指定範囲内だが、史跡・名勝を適切に保存管理するために必要な周辺環境の保全についても本計画で言及する。



史跡指定に係る範囲



史跡・名勝指定に係る範囲

(小川水衛所跡～境橋の区間)

## (2) 保存管理方法の分類

分類	内容
維持管理	き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持。
復旧（修理）	き損や劣化した箇所を、原状に戻す（復旧）。
改良	き損・破損や劣化を防止し、活用に資する状態へ改良するための計画的整備。
保存整備	○史跡・名勝の価値に影響を与えている要因を取り除き、き損・破損・劣化を未然に防ぐための整備。 ○保存すべきより良好な姿（目標像）を取り戻して価値の向上を図るための整備。
活用整備	公開活用のため、積極的に史跡・名勝としての価値の向上につながる整備。

## (3) 区間別保存管理方法

区間	現状と特性	方針	方向性（重点的に）
上流部 〔羽村取水口～小平監視所〕	導水路には護岸が整備され、法面も安定	原水導水路機能の確実性を担保	維持管理
中流部 〔小平監視所～浅間橋〕	法面崩壊の可能性が高い。樹林が密に繁茂	導水路の遺構と樹林との共生に配慮	復旧（修理） 改良（保存整備）
名勝指定区間 〔小川水衛所跡～境橋〕	ヤマザクラの樹勢と並木景観の連続性が衰退	ヤマザクラの樹勢と並木的美観を回復し維持	復旧（修理） 改良（保存整備）
下流部 〔浅間橋～四谷大木戸〕 （開渠区間のみ）	一部で法面崩壊等の可能性あり	自然流下の特性や開渠の状態を維持	復旧（修理）

## (4) 現状変更の取扱方針と取扱基準

<p>○ 史跡・名勝に対する現状変更が必要となる事由を類型化し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水路機能を維持する行為</li> <li>②史跡と名勝の価値を向上させる行為「改良（保存整備・活用整備）」</li> </ul> <p>など現状変更を認めるべき行為について、取扱方針を設定する。</p> <p>○ 現状変更許可が必要な改良（保存整備・活用整備）及び公益上必要な施設に係る新規整備については、取扱基準を設定した。</p>
--

### 取扱方針

行為の分類	法的な手続	手続先	考え方
保存管理に必要な行為			
維持管理	許可・届出の 手続不要	—	継続できるようにする。
復旧（修理）	き損届・修理報告 が必要	文化庁※	史跡と名勝の保存に影響のない範囲で実施。
改良			
保存整備	現状変更等の 許可申請が必要	〈現状変更（軽微な現状変更以外）〉 文化庁※ 〈軽微な現状変更〉 区市教育委員会	「史跡と名勝の価値」と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い許可を得る。
活用整備	現状変更等の 許可申請が必要		
公益上必要な施設 にかかる新規整備	現状変更等の 許可申請が必要	文化庁※	

※区市の教育委員会が窓口となり、東京都教育委員会を経て文化庁に、届けや許可申請が提出される。

#### (5) 史跡と名勝の保存のための周辺環境保全の推進

保全を推進すべき事項	推進内容
範囲外の植生	○樹木の枝葉や樹根の伸張の抑制 ○史跡と調和した植栽
周辺の土地利用	○史跡指定範囲内植生への影響の軽減 ○景観の調和
周辺地域における歴史的価値のある遺構	○周辺地域における歴史的価値のある遺構の適切な管理

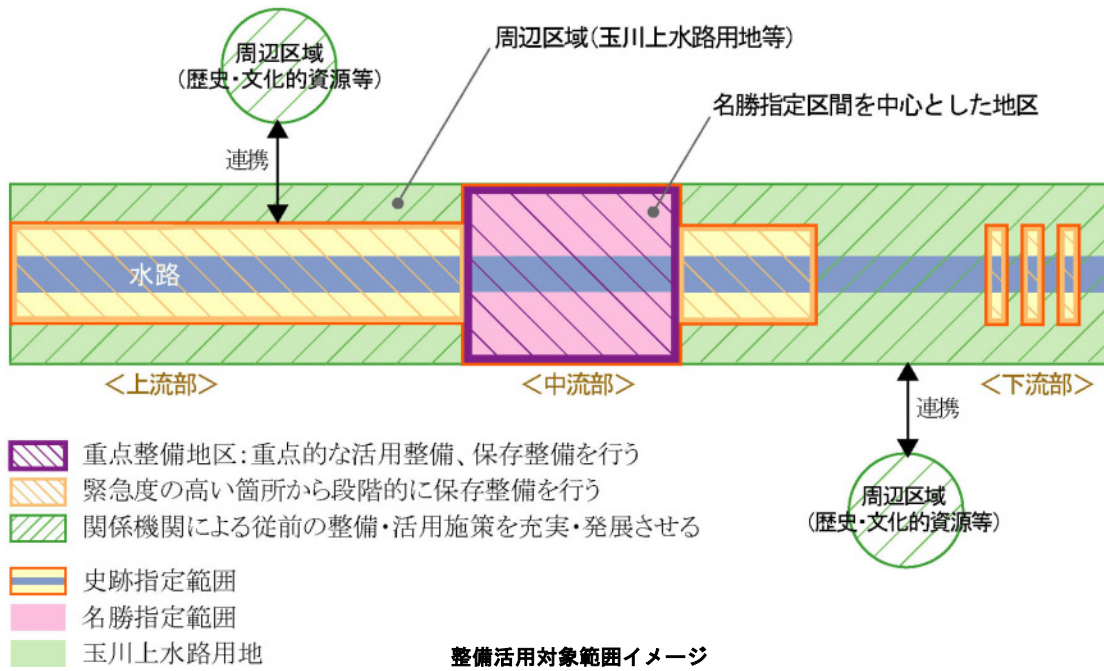
## 4 整備活用

玉川上水を史跡として次世代へと適切に保存し伝達していくために、整備活用の基本方針を設定し、併せて想定される有効な施策を例示する。また、限られた資源の中で最大の整備効果を得られるよう整備を進めるにあたっての優先度を明確にし、名勝区間を「重点整備地区」とした具体的な整備のイメージを示す。

#### (1) 基本方針及び想定される有効な施策例

基本方針	想定される有効な施策例
保存のための整備の推進	○土木施設・遺構の崩壊の未然防止（緊急性の高い箇所から段階的に実施） ○名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木の復活
史跡と名勝の積極的な公開・活用の推進	○橋梁や隣接する緑道から玉川上水への眺望の確保 ○ビジターセンター等の設置 ○解説板の設置
来訪者の便益等に資する改良（活用整備）の推進	○便所やベンチ等便益施設の設置 ○柵等管理施設のデザインの統一 ○案内板の設置
地域と連携した普及・啓発と多面的活用の推進	○玉川上水のシンボルマークの設定 ○玉川上水に関連する情報の収集と公開 ○イベントの開催 ○市民講座や体験学習の実施 ○周辺資源と結びつけた散策ルート等の設定 ○パンフレット等の発行 ○PR 活動の強化

## (2) 整備活用の進め方



## (3) 重点整備地区における整備活用のモデル事業の候補地

類型	検討箇所	場所の特性
名勝「小金井（桜）」の並木景観創出事業例	小金井橋～ 小金井公園正門前周辺	桜が両岸に生育。多くの人が歩く等して利用している。
活用拠点施設整備モデル事業例	小川水衛所跡	かつて水衛所が存在した場所。ある程度まとまった平坦地があり、水路に近づくことが可能。
	境水衛所跡	かつて水衛所が存在した場所。平坦地は若干狭いが、玉川上水用地以外の水道局用地が隣接する。

## 5 管理・運営及び体制整備

基本方針	体制整備	
	段階的な取り組みの実施	当面の取り組み
○行政内部における体制強化 ○市民参加の機会の拡大 (ボランティアとの連携等) ○市民・企業等と行政との協働 とそのしくみの構築	<ステップ1> 多くの関係機関が適切な役割分担のもとに連携していく体制を強化するとともに、市民参加の機会の増大を図り、将来における市民と行政の協働の可能性を検討していく。 <ステップ2> 市民と行政の役割を明らかにしたうえで、市民や企業等が積極的に協働して、玉川上水を守り、玉川上水の価値を高め、持続的に継承していくしくみを構築する。	○管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化 ○市民・企業と行政との協働 ○意識啓発のための企画推進体制の強化